

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること
--------------	--

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	3	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること
施策目標	3-1	労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること
個別目標1		労災保険制度の財政を安定させ、事業主の労働災害防止へのインセンティブを促進するため適正な保険料率を設定すること
		(主な事務事業) ・ 労災保険料率の改定
個別目標2		労災保険給付の適正な給付を図ること
		(主な事務事業) ・ 療養（補償）給付の事業 ・ 遺族（補償）年金給付の事業 ・ 障害（補償）年金給付の事業
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 目的等 業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。		
2 根拠法令等 ○労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） ○「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成17年3月25日制定）		
主管部局・課室	労働基準局労災補償部労災管理課	
関係部局・課室	—	

2. 現状分析

労災保険給付の新規受給者数については、長期的には減少傾向にあるが、平成17年度においては約60万8,000人と前年度より約5,000人増加している。このような状況の下、被災労働者やその遺族に対し、療養（補償）給付等の適正な支給を行うことによって保護を図っていく必要がある。
--

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	保険料収納済額(単位：百万円) (－)	1,218,545	1,040,725	1,044,239	1,051,359	集計中

2	保険料給付費等(単位：百万円) (一)	918,473	909,619	896,509	890,760	集計中
3	労働福祉事業費(単位：百万円) (一)	129,829	128,545	85,887	82,908	集計中
4	平均保険料率(単位：厘)(一)	8.3	7.3	7.2	7.1	集計中
5	療養(補償)給付件数(単位：件) (一)	3,008,259	3,091,723	3,129,054	3,155,612	集計中
6	休業(補償)給付件数(単位：件) (一)	679,010	674,337	660,941	656,083	集計中
7	傷病(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)	75,424	72,737	71,223	68,651	集計中
8	障害(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)	570,432	573,599	575,335	575,292	集計中
9	障害(補償)一時金給付件数 (単位：件)(一)	25,237	24,543	23,776	23,387	集計中
10	遺族(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)	649,139	655,642	660,814	666,201	集計中
11	遺族(補償)一時金給付件数 (単位：件)(一)	790	757	770	759	集計中
12	葬祭料(葬祭給付)給付件数 (単位：件)(一)	3,239	3,399	3,322	3,444	集計中
13	介護(補償)給付件数 (単位：件)(一)	43,841	45,109	45,587	45,871	集計中
14	二次健康診断等給付件数 (単位：件)(一)	10,633	12,606	15,687	16,518	集計中
(調査名・資料出所、備考) <ul style="list-style-type: none"> ・指標1～4は、労働基準局労災補償部の調べによる。 ・指標5～14は、労働基準局作成の「労働者災害補償事業年報」による。 ・平成18年度の数値は、平成20年1月に確定値を公表予定である。 ・備考：平均保険料率 当該年度の保険料収納済額を同年度の賃金総額を除いたもので、全業種の平均保険料率を示している。 						
参考指標		H14	H15	H16	H17	H18
1	労災保険給付の新規受給者数 (単位：人)	578,229	593,992	603,484	608,030	集計中
(調査名・資料出所、備考) <ul style="list-style-type: none"> ・参考指標1は、労働基準局作成の「労働者災害補償事業年報」による。 ・平成18年度の数値は、平成20年1月に確定値を公表予定である。 						
施策目標の評価						
適正な保険料率を設定することによって、事業主の労働災害防止へのインセンティブが促進され、保険収支(保険料収納済額に対する保険給付額の割合)が改善しているものであり、目標達成に向けて進展があった。						

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1						
労災保険制度の財政を安定させ、事業主の労働災害防止へのインセンティブを促進するため適正な保険料率を設定すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	保険料収納済額(単位：百万円) (一) ※施策目標に係る指標 1 と同じ。	1,218,545	1,040,725	1,044,239	1,051,359	1,031,863
2	保険料給付費等(単位：百万円) (一) ※施策目標に係る指標 2 と同じ。	918,473	909,619	896,509	890,760	901,055
3	労働福祉事業費(単位：百万円) (一) ※施策目標に係る指標 3 と同じ。	129,829	128,545	85,887	82,908	78,832
4	平均保険料率(単位：厘) (一) ※施策目標に係る指標 4 と同じ。	8.3	7.3	7.2	7.1	6.8
(調査名・資料出所、備考) ・指標 1～4 は、労働基準局労災補償部の調べによる。						
参考指標						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	積立金累計(単位：百万円)	7,586,334	7,628,273	7,698,996	7,775,338	7,822,881
(調査名・資料出所、備考) ・参考指標 1 は、労働基準局労災補償部の調べによる。						
個別目標 1 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)						
1 労災保険料率の改定のため、「労災保険率の設定に関する基本方針」(平成17年3月25日制定。以下「基本方針」という。)に基づき料率改定に係る基礎資料である保険給付等に要する費用の予想額等を公開し、透明性の高い手続きにより、労災保険料率の改定を行っている。						
2 基本方針では、労災保険の事業に係る財政の均衡を将来にわたって保つことができるよう、業種ごとに、過去の災害発生状況等を考慮して保険料率を設定することで、労災保険制度の財政を安定させている。						
3 労災保険率の改定にあたっての透明性の高い手続きや災害の種類の種類のある業種グループ等に着目した保険料率の設定により、事業主の労働災害防止努力へのインセンティブの促進が期待できる。事業主の災害防止努力の結果、労働災害が減少することにより保険給付額が減少し、保険料率の更なる引き下げにつながることから、事業主の労働災害防止努力へのインセンティブの更なる促進が期待できる。現に業種全体の平均保険料率をみると着実に低下してきており、事業主の労働災害防止へのインセンティブが促進されてきた効果を裏付けている。						
4 以上により、労災保険制度の財政を安定させ、事業主の労働災害防止へのインセンティブ促進させるための、適正な保険料率が設定されていると評価できる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 労災保険料率の改定						
平成18年度	百万円(補助割合:[国 /][/][/])					
予 算 額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他() ※平成18年度は予算計上なし。					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要: 労災保険率の改定に係る基礎資料を公開するとともに、審議会での検討を経て、過去の保険給付実績に基づき、労災保険率を改定するもの。						

個別目標2 労災保険給付の適正な給付を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	療養(補償)給付件数(単位:件) (一) ※施策目標に係る指標5と同じ。	3,008,259	3,091,723	3,129,054	3,155,612	集計中
2	休業(補償)給付件数(単位:件) (一) ※施策目標に係る指標6と同じ。	679,010	674,337	660,941	656,083	集計中
3	傷病(補償)年金給付件数 (単位:件)(一) ※施策目標に係る指標7と同じ。	75,424	72,737	71,223	68,651	集計中
4	障害(補償)年金給付件数 (単位:件)(一) ※施策目標に係る指標8と同じ。	570,432	573,599	575,335	575,292	集計中
5	障害(補償)一時金給付件数 (単位:件)(一) ※施策目標に係る指標9と同じ。	25,237	24,543	23,776	23,387	集計中
6	遺族(補償)年金給付件数 (単位:件)(一) ※施策目標に係る指標10と同じ。	649,139	655,642	660,814	666,201	集計中
7	遺族(補償)一時金給付件数 (単位:件)(一) ※施策目標に係る指標11と同じ。	790	757	770	759	集計中
8	葬祭料(葬祭給付)給付件数 (単位:件)(一) ※施策目標に係る指標12と同じ。	3,239	3,399	3,322	3,444	集計中
9	介護(補償)給付件数 (単位:件)(一) ※施策目標に係る指標13と同じ。	43,841	45,109	45,587	45,871	集計中
10	二次健康診断等給付件数 (単位:件)(一) ※施策目標に係る指標14と同じ。	10,633	12,606	15,687	16,518	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1～10は、労働基準局作成の「労働者災害補償事業年報」による。						
・平成18年度の数値は、平成19年1月に確定値を公表予定である。						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>労災保険給付の適正処理を行い、被災労働者及びその遺族の保護を実施するために、</p> <p>① 各職員の経験年数や事務処理の習熟度、現時点での担当業務等を踏まえた研修を実施し、事務処理能力の向上や組織的対応の一層の推進・徹底を図ることにより、迅速・適正な補償に努める、</p> <p>② 各労働基準監督署の請求件数や請求事案の傾向、主体的能力等を勘案した的確な業務実施計画の策定を行うことにより適正な業務処理を徹底する、</p> <p>などにより、手段の効率化に努めているところであり、目標達成に向けて一定の進展があった。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 療養(補償)給付の事業						
平成18年度 : 236,074百万円(補助割合:[国 /][/][/])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所						
: 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人						
: その他()						
概要 :						
業務災害又は通勤災害により被災した労働者に対して、その傷病が治癒するまで、必要な療養の給付又は療養に要した費用の支給を行うもの。						
事務事業名 : 障害(補償)年金給付の事業						
平成18年度 : 152,211百万円(補助割合:[国 /][/][/])						

予 算 額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：	業務災害又は通勤災害による傷病が固定（治ゆ）したあと、身体に一定の障害が残った場合に、その障害の程度に応じた額の年金を支給するもの。
事務事業名	遺族(補償)年金給付の事業
平成18年度	194,849百万円（補助割合：[国 /][/][/]）
予 算 額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：	業務災害又は通勤災害により死亡した労働者の遺族に対して、遺族の数等に応じた額の年金を支給するもの。

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他 ()
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
適切な労災保険料率の設定については、「規制改革・民間開放3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）」において、
 - ・業種別の保険料率の設定について、業種ごとに異なる災害リスクを踏まえ、専門的な見地から検討し、早急に結論を得る
 - ・保険料率（について）…どのような計算の下で、将来債務の額等を算定し、料率改定を行ったかなどについて、具体的に明記する。とされた。
これを踏まえ、業種ごとの保険給付費等について基礎資料として公開し、平成18年度に業種ごとのリスクを踏まえた労災保険料率の設定を行った。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
- ④会計検査院による指摘
療養の給付に要する診療費の支払いが一部適切でなかったとの指摘を受け、回収処理を行った（平成17年度決算検査報告）。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
労災保険料率について、学識経験者の参集を得た労災保険料率の設定に関する検討会において、労災保険料率の設定に関する基本方針の策定等を行った。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当なし。